

諸改革の進捗状況

田中 修

はじめに

新華網合肥電 2014 年 12 月 4 日は、改革全面深化元年である 2014 年を振り返り、10 大改革の進捗状況と識者のコメントを紹介している。

(1) 行政の簡素化・権限の開放

改革全面深化の重要な突破口は、政府と市場の関係を更に明確に整理することであり、行政の簡素化・権限の開放は、2014 年の行政体制改革の最大のハイライトである。国務院は、行政審査・許認可項目を取消・下方委譲する決定を集中して打ち出した。11 月までに、既に前後して 700 項目を超える行政審査・許認可事項が取消・下方委譲されている。政府が認可する投資プロジェクト目録の改正により、中央レベルの政府が認可する事項の量は 76%減少した。国務院部門が現在実施している行政審査・許認可事項を全面的に明瞭にして公開したことにより、審査・許認可権は白日の下に晒されている。

評：中国（海南）改革発展研究院 遲福林院長

中国の経済成長がギアチェンジし、かなり大きな下振れ圧力に直面している情勢下、行政の簡素化・権限の開放を突破口とした改革は、正に成長を安定させる役割を發揮しており、かつ長期にわたる更にハイレベルの発展目標を併せ考慮したものである。将来、「ネガティブリスト」「権限リスト」「責任リスト」の管理モデルを通じて、公共サービス型政府を更に建設しなければならない。

(2) 公用車改革

役人の車にからむ腐敗は、大衆から罵倒される病であるが、公用車改革もずっと「難題」と見られてきた。今年、この改革は時間表も路線図も作られた。7 月、党中央弁公庁は、関連文件を社会に向けて公布し、2-3 年で公用車制度改革を全面的に完成させるとした。対象は、約 80 万台の全国公用車、6400 台近くの中央国家機関レベルの公用車に及ぶ。方案によれば、司・局レベル以下の公職者が所有する一般公用車は、廃止しなければならない。専門家の試算によれば、公用車改革が完全実施されて以後、毎年公用車改革により減少する支出は、1500 億元以上に達する。

評：清華大学政治経済学研究センター 蔡繼明主任

役人の利益に関わる問題について徹底的に改革を進めることは、「執政は民のため」という治国の理念を明らかにしたものであり、利益の衝突に対する改革の知恵を体現したもの

である。これは公共資源である金を節約するのみならず、政府公務員の権力を制約するものである。

(3) 予算法大改正

8月、財政・税制分野の「基本法」である予算法が、20年ぶりの「大改正」を完成した。来年正式に実施される。政府の「財布」は13億人の福祉を牽引するものであり、全口径の財政収入が既に20兆元を超えている中国からすれば、予算制度改革の意義は重大である。この改革は、政府の全収支を予算管理に組み入れ、かつ社会の監督を受けさせるのみならず、根本から腐敗を防止するものである。同時に査定の重点を収支のバランスから支出予算・政策に転換し、地方債務の管理に強い制約をかけるものでもある。

評：北京大学法学院 劉劍文教授

予算法は、以前は政府が「財布」を管理するための手助けをする法律であったが、現在はむしろ政府の「財布」を規範化するための法律となっている。つまり、政府は管理主体から監督される対象に変わったわけであり、人民が政府の支出を監督することは重大な進歩である。

(4) 末端公務員の給与政策

12月2日に開催された中央改革全面深化領導小組第7回会議は、「県以下の機関で公務員の職務と職級を並行させる制度を確立することに関する意見」を審議し、職務にある以外に職級があまねく昇格するルートを切り開くことは、広大な末端公務員の積極性を動員することに資すると指摘した。

わが国の大部分の公務員は、県レベル以下の機関で仕事をしている。しかし、これまでずっと末端公務員は単位の級別が低いために、勤続年が長く、業績が際立っていても、依然として昇任が遅く、所得が低かった。公務員の職務と職級を並行させる制度の確立は、末端公務員が「ポストに就いていなくても役人の待遇を享受できる」ようにするものであり、昇任しなくても給与が増えるようにするものである。これは、末端公務員の給与がかなり低い問題を解決することに資するものである。

評：国家行政学院 汪玉凱教授

この改革は末端に傾斜しており、地方公務員の過大な競争圧力を緩和することができる。現在、基本制度を更に整備し細則を打ち出す必要がある。

(5) 戸籍改革

7月、国務院が正式に公布した「戸籍制度改革を更に推進することに関する意見」は、半世紀も続いた「農業」と「非農業」の二元戸籍を終結させ、都市・農村で統一された戸籍

登記制度を確立した。意見はまた都市に転籍するためのハードルを初めて明確にし、都市の類型に応じて差別化した転籍政策を実施することとした。農業・非農業から住民・戸籍までを見るかぎり改めたのは「呼称」であるが、その背後にはずっしりと重い福利勘定がある。財政部・教育部・衛生部・衛生計画委等の部門は、相次いで都市と農村の年金、都市と農村の医療救助を統合接続し、出稼ぎ農民の基本医療サービス、出稼ぎ農民に従って移ってきた子女に教育を受けさせる等の分野の改革を早急に推進すると表明した。

評：党中央財經工作領導小組弁公室 韓俊副主任

戸籍改革において戸籍を改めることは「形」にすぎず、「公共サービス」の均等化を実現してこそ「実」である。戸籍制度改革の加速に際しては、都市への転籍を農村の請負地・住宅用地の放棄とリンクさせてはならず、公共サービスを戸籍人口とリンクさせてはならない。真に権利の平等をなすとげてこそ、更に多くの出稼ぎ農民が都市で安定して生活でき、人を核心とした新しいタイプの都市化が実現できるのである。

(6) 土地経営権の流通

年末、党中央弁公庁と国務院弁公庁は「農村土地経営権の秩序立った流通を誘導し、農業の適度な規模経営を発展させることに関する意見」を発表し、初めて「所有権を堅持し、請負権を安定させ、経営権を活性化する」という「3権」分離の改革ルートを明確にし、この基礎の上に、土地の合理的な流通と適度な規模経営を不断に推進し、農業経営主体を刷新することとした。年初、この改革の伏線として、土地請負経営権の証明・登記が既に全国で全面的に始動しており、農業部は5年以内に全部の権利確定・証明を完成させると宣言している。

評：「三農」専門家、中国農業大学博士課程 劉奇指導教官

静態の土地を流通させ、沈滞した資源を活性化させることは、農村土地制度の変革の核心を追求するものである。請負地の「3権」分離制度を創造することは、現在の農民の土地に対する権利の不安定化の予想から生み出される「故郷を離れても土地からは離れ難い」等の土地流通のボトルネックを解決するだけでなく、農民の請負地に新たな権能を賦与するものであり、抵当・担保等の財産権の実現により制度の余地を切り開くものである。

(7) 一人っ子の第二子

2014年、わが国の「一人っ子の第二子」政策は、続々と各省において実施されている。現在、浙江・江西・安徽・天津・北京・広東・内蒙古・海南等の省で、既に一人っ子の第二子政策が実施されている。

評：江西省社会科学院社会学研究所 馬雪松所長

「一人っ子の第二子」政策を始動して後、なお更に多くの後続の施策を行わなければならない。一人っ子の第二子を育てる婦人は少なからず高齢出産に属し、婦人・幼児への健康サービスの圧力が増加することになり、都市の医療保健機関は更に大きな試練に直面することとなる。

(8) 大学入試改革

9月4日、国家は入試・学生募集制度の改革実施に関する意見を正式に公布した。これは、大学入試が復活して以降、最も全面的・系統的な入試・学生募集制度の改革である。改革は入試科目、学生募集メカニズムの面から重大な調整を行い、高校段階では文系・理系に分けず、全国で国語・数学・外国語の試験を統一的に実施し、同時に多元的な学生募集メカニズムを模索する。

評：中国教育科学研究院 儲朝暉

現在、教育の不公平は主として、省によって試験を受け有名大学に進学する比率が大きく異なること、地域によって教育資源の投入が異なること、都市・農村の学生の学ぶ機会が異なること、学生募集の分配計画が異なること、に表れている。教育改革はこれらの教育の不公平・制度の積年の弊害に直接メスを入れるものである。

(9) 国有企業改革

国有企業改革は今年2つのハイライトが注目を集めた。企業責任者の給与と混合所有制である。

8月29日、党中央政治局会議は「中央管理企業責任者の給与制度改革方案」を審議・承認し、かつ来年から実施するとした。これにより、中央企業責任者の給与水準がある程度引き下げられるだけでなく、関連情報の公開制度も確立・整備されることになる。このことは、国有資本・国有企業改革が政府・企業の分離という根本的問題にまで及んだことを示している。

上海が国有資本・国有企業改革方案を昨年末に打ち出したのに続いて、現在既に約3分の2の省が関連改革方案を打ち出している。混合所有制改革は各地方の「割当目標」となっており、一部の地方の国有企業では試行が始まっている。7月15日、国務院国有資産監督管理委員会は中央企業の試験リスト第1陣6社を公表した。国有資本投資会社・董事会制度・混合所有制・紀律検査活動の4つのテストが同歩調で推進されることになる。中国石化販売会社は、9月に25の内外投資家と増資協定を締結し、中国石化の混合所有制改革は重要な一歩を踏み出した。

評：中国企業計画・発展研究会 李錦副会長

中央のトップダウン設計はまだ打ち出されていないが、一部の地方・企業は既に成果を得るための豊富な模索を進めており、国有企業の市場化改革を制約するいくつかのタブーは既にある程度突破されている。

(10) メディアの融合発展

ニューメディアとりわけモバイル・ニューメディアの猛烈な発展の波の中、伝統メディアの次々と転換を模索している。8月18日、中央改革全面深化領導小組第4回会議は、「伝統メディアと新興メディアを融合発展させることに関する指導意見」を審議・承認し、新たな情勢下でメディアの発展をいかに推進するかについて明確な要求を提起した。わずか数ヶ月で中央メディアは積極的に行動し、融合・イノベーションの道を模索している。

評：①中国政法大学 宋建武教授

メディアの融合発展の核心は、新しい技術の利用であり、新しいプラットフォームの上に自身の優位性を構築し、プラットフォームとの疎通を図り、ユーザーを整理・合理化し、生産方式を再編する段階に入ることである。

②人民大学メディア経済研究所 張輝鋒所長

新しいタイプのメディアグループは、将来中国メディアの市場運営における重要な組織形態となるものであり、国際メディア市場の競争に中国が参加する際の重要な主体となるものである。

(12月10日記)